

まちづくりサポーター（市民参加推進員）について

久喜市市民参加条例（抄）

平成22年3月23日

条例第3号

（市民参加推進員の公募、登録及び役割）

第16条 市長は、市民参加を推進するため、13歳以上の市民を対象にして市民参加推進員を公募し、これに応じた者を市民参加推進員として登録するものとする。

2～6 略

7 市民参加推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市の機関からの市民参加に関する情報の提供に基づき、積極的に市民参加をするよう努めるとともに、市民に対して市民参加を働きかけること。
- (2) この条例に定める事項に関し意見を述べ、又は提案すること。

(1) 実績

		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績(人)	合計	55	65	100	94※
うち地区別	久喜地区	21	28	48	44
	菖蒲地区	7	7	8	8
	栗橋地区	8	8	14	18
	鷺宮地区	19	21	29	24
	その他	0	1	1	0

※令和8年(2026年)2月28日現在の登録人数

(2) 年齢構成

		13～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 79歳	80歳 ～	合計
R6	人数(人)	3	4	6	17	17	9	34	10	100
	割合(%)	3.0	4.0	6.0	17.0	17.0	9.0	34.0	10.0	100
R7	人数(人)	1	3	8	21	18	7	29	7	94
	割合(%)	1.1	3.2	8.5	22.3	19.1	7.4	30.9	7.4	100

※ 端数処理の都合上、合計が100パーセントにならない場合があります。

(3) 令和7年度(2025年度)の周知方法

- ・ 令和7年(2025年)4月以降、市民参加推進員へのお知らせメールに、周知依頼を追加
- ・ 令和7年(2025年)10月本庁舎保育幼稚園課窓口にチラシ配架
- ・ 令和7年(2025年)12月「若い世代と市長との座談会」のテーマに採用
- ・ 令和8年(2026年)1月「二十歳の成人式」の参加者にチラシ配布

(4) まちづくりサポーターの活用(案)について

- ① 附属機関の公募委員について
 - ・ 欠員が生じた場合や、応募数が足りない場合に声掛けする。
- ② 若い世代と市長との座談会への参加
 - ・ 令和7年度に対象年齢のまちづくりサポーターに周知したが、申し込みはなかった。積極的な声かけが必要と考えられる。
- ③ 各種計画策定に係る市民意識調査(アンケート)への協力
 - ・ 電子申請によるアンケートなど

(5) 今後の検討課題

- ① 感謝状等の贈呈
基準の設定(登録年数、イベントへの参加件数、アンケートへの回答件数など把握・確認する方法も含めて)
- ② 協力者への特典
まちづくりサポーターが事業に協力した場合にポイントを付与し、ポイントがたまったら特典と交換できる。
- ③ 連携協定を締結している大学の学生等の登録について
市民参加条例の改正が必要になるため、継続課題とする